一宮市尾西庁舎広告付き行政情報モニター設置事業者募集要項

一宮市尾西庁舎における広告付き行政情報モニター設置事業者（以下「事業者」という。）の募集に応募される方は、この募集要項をよくお読みいただいた上で、お申込みください。

１．施設の概要等

（１）施設名称

一宮市尾西庁舎

（２）所在地

一宮市東五城字備前１２

（３）開庁日（窓口受付時間）

月曜日から金曜日まで（午前９時００分～午後５時００分）

※国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に定める休日、年末年始（１２月２９日～１月３日）は閉庁します。

（４）一宮市の人口及び面積

人口　３７４，１２０人（２０２６年１０月１日現在）

面積　　１１３．８２㎢

２．事業内容等

（１）事業内容

事業内容は、広告付き行政情報モニターを一宮市尾西庁舎内に設置するものです。なお、広告付き行政情報モニターには、事業者が広告主を募集した上で、広告を掲出することができ、広告主から得た広告料は、事業者の収入とすることができます。

事業者には、行政財産目的外使用料及び広告掲出料を本市に納付していただきます。

（２）設置場所及び設置台数

設置物	設置場所	設置台数	設置スペース
広告付き行政情報モニター	尾西事務所窓口課（１階） 案内表示モニター横	１台	幅 100 ㎝×高さ 80 ㎝×奥行き 30 ㎝以内

※設置場所は、設置場所図（別紙）に記載のとおりです。

※設置物を落下の危険が無いように固定してください。

（３）設置期間

２０２７年４月１日～２０３２年３月３１日

３．応募資格

（１）事業者として、公共施設等（市内市外を問わない）において、広告付き行政情報モニターの設置あるいは運用に関する業務、又はそれらに類する業務の実績のある法人であること。

（２）次のア～オまでのいずれにも該当しないこと。

ア　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）に定める者

イ　過去に本市との契約条件に違反し、又は違反行為に関与したことがある者

ウ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、その他反社会的団体及びその構成員等である者

エ　公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者

オ　国税又は地方税を滞納している者

４．行政財産目的外使用料等

（１）行政財産目的外使用料及び広告掲出料

ア　行政財産目的外使用料

行政財産の目的外使用に係る使用料条例（昭和６２年条例第４号）に基づき、月額8,000円です。

イ　広告掲出料

行政財産目的外使用料と別に、広告掲出料を本市に納付していただきます。広告掲出料の月額は、事業者の提案によるものとします。

ウ　納付方法及び納付期限

行政財産目的外使用料及び広告掲出料は、各年度に本市が指定する納付書により、本市の指定する期限までに納付するものとします。

※行政財産目的外使用料等は、広告主が見つからない場合でもお支払いいただかなければなりませんので、ご注意ください。

（２）その他の必要経費

広告付き行政情報モニターの作製費、設置及び撤去に要する工事費、維持管理に係る費用等の一切の費用は、事業者の負担とします。また、電気使用料についても事業者の負担とし、広告付き行政情報モニターの設備の消費電力に応じて本市が算出した額を納付していただきます。

５．仕様等

（１）仕様

ア　広告付き行政情報モニター本体の仕様について

①設置スペースに収まるサイズで作製してください。

②使用モニターは43インチ程度のサイズとし、テレビチューナー非搭載でテレビ放送の視聴ができないものにしてください。

③本体が落下するなどして来庁者に危険が及ばないよう、入念な落下防止対策を施し、モニターについても鋭利な突起物がない等、安全に配慮してください。

④デザイン及び色調は、設置場所が公共用施設であることを十分に考慮し、施設にふさわしいものとなるように配慮してください。

イ　広告付き行政情報モニターの広告枠及び行政情報枠の仕様について

①広告については、静止画又は動画で表示することができ、また、複数の広告を順番に表示することができるものとします。ただし、表示する場合は無音に限ります。

②行政情報については、静止画又は動画により表示するものとし、一宮市の担当者がパソコンを用いて原稿及び画像を事業者に引き渡し、事業者が掲出用映像の制作を行います。また、複数の情報を順番に表示することができるものとし、無音に限ります。引き渡す原稿及び画像の形式（拡張子）については、設置事業者との協議により適宜定めるものとします。

③掲出する広告枠及び行政情報枠の１ロールあたりの掲出時間は７分３０秒程度とします。行政情報枠については１枠につき１５秒とし、行政情報枠数は５枠以上とします。

（２）使用上の制限

ア　行政財産目的外使用許可の条件を遵守してください。

イ　広告付き行政情報モニターを設置する権利を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供することはできません。

ウ　広告主及び掲出する広告の内容については、一宮市有料広告要綱第２条及び第３条の規定に適合するものとし、事前に広告案を市へ提出し、一宮市有料広告審査会の承認を受けてください。

（３）設置

ア　設置作業は、一宮市と協議の上、行っていただきます。

イ　設置にあたっては、据付面を十分に確認した上で、安全に設置してください。補強工事が必要な場合は、その費用は設置事業者の負担とします。補強方法は一宮市及び設置事業者が協議のうえ決定し、庁舎本体に負担の掛からない方法で行ってください。

ウ　広告付き行政情報モニターの設置により既設のサイン等が遮られる場合は、一宮市及び設置事業者が協議のうえ移設することとし、その費用は設置事業者の負担とします。

（４）維持管理等

ア　放映時間は、タイマー等により開庁日の午前８時３０分から午後５時００分までとしてください。

イ　広告付き行政情報モニターにかかるメンテナンス、破損や事故時の処理等、一切の保守管理に関しては、設置事業者の責任と負担において対応してください。

ウ　故障、広告内容への問い合わせ、苦情等に備え、広告付き行政情報モニターに連

絡先を明記するとともに、事業者の責任において対応してください。

エ　「広告に関する一切の責任は広告掲出者に帰属します。また、一宮市が推奨するものではありません。」等の表示を施してください。

オ　広告付き行政情報モニターの運用について、本市と協議し、必要に応じて操作方法の説明等も行っていただきます。

カ　関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査が必要な場合は、遅滞無く手続きを行ってください。

（５）原状回復

事業者は、期間が満了したとき、又は行政財産目的外使用許可が取り消されたときは、速やかに原状回復を行ってください。なお、原状回復に要する一切の費用は、事業者の負担とします。

６．申込み

（１）申込受付期間

２０２６年１２月１日（火）～１２月１５日（火）午後５時００分

（２）提出書類

ア　一宮市尾西庁舎広告付き行政情報モニター設置申込書

イ　仕様書（以下の内容を含めて作成してください。）

①企画概要

・設置物の仕様、イメージ図
・広告付き行政情報モニターの広告枠と行政情報枠の構成比
・電源投入方法
・広告、行政情報に係る情報の更新方法
・落下防止対策等、設置方法及び原状回復の方法
・破損時の対応、事故保険など、保守管理及び緊急時の対応に関する内容
・広告の募集方法、自社の広告掲出基準及び広告内容等に問題があった場合の対応

②設置までの作業スケジュール

（３）申込方法

申込書を市ウェブサイトよりダウンロードのうえ、仕様書と併せて下記のフォームより提出してください。（ページ ID：1077229）

URL：https://logoform.jp/form/Z3LR/1852266

または下記二次元コードから読み取り

（４）応募資格等の確認について

提出された書類の内容を審査し、この募集要項に定める条件（応募資格、仕様等）を満たさないと判断した場合には、受付を取り消します。なお、その審査の際、必要に応じて、提出された書類の内容について質問させていただくことがあります。

７．事業者の選定

この募集要項に定める条件を満たしている者の中で広告掲出料の提案金額が最も高かった者に決定します。提案金額が同額の場合は、抽選により決定します。

事業者の選定結果については、申込者に対して書面で通知するとともに、本市のウェブサイトにて決定した事業者を公表します。ただし、選定経過については公開しません。

８．行政財産目的外使用許可

（１）使用許可の申請

広告付き行政情報モニターの設置場所の使用にあたっては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の４第７項の規定による行政財産目的外使用許可を要します。

つきましては、事業者に決定した方には、行政財産使用許可申請書をご提出いただきます。

なお、使用許可の手続に要する費用については、すべて事業者の負担となります。また、使用許可の申請は、原則として、応募の際に申込書に記載した名義以外では行えませんので、ご注意ください。

（２）使用許可の期間

当初の使用許可の期間は、２０２７年４月１日から２０３０年３月３１日までとします。ただし、公用・公共用としての使用の必要性や事業者の使用状況等を勘案して、本市が支障ないと判断する場合は、改めて行政財産使用許可申請書を提出していただいた上で、２０３０年４月１日から２０３２年３月３１日までの期間で許可の更新を行います。

（３）使用許可の取消及び変更

設置場所を公用・公共用として使用する必要があるとき、又は使用許可の条件に違反する行為があると認めるときは、使用許可の全部又は一部を取消又は変更することがあります。

９．事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者の決定の取消しをする場合があります。

（１）正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産使用目的外使用許可の申請をしな

かった場合

（２）事業者がこの募集要項に定める条件を満たしていないことが判明した場合又は満たさなくなった場合

１０．その他

（１）設置事業者に決定した方は、別途、一宮市と広告付き行政情報モニターの設置に関する協定を締結していただきます。

（２）この募集要項に定めのない事項は、地方自治法、同施行令、一宮市契約規則等の関係法令の定めるところによって処理します。

１１．問い合わせ先

一宮市 市民健康部 尾西事務所総務管理課　担当：秋田

一宮市東五城字備前１２　尾西庁舎１階

直通電話：０５８６－８５－８３９０（電話対応時間：午前９時～午後５時）

E-mail：bisai-somu@city.ichinomiya.lg.jp

別紙

設置場所図


会議室
総務管理課
窓口課
市民広場
ホール
警備室
（時間外受付）
尾西生涯学習
センター・三条
公民館事務室
市民情報
コーナー
スロープ
EV
AED
尾西生涯学習センター
・三条公民館
講堂
WC
WC
WC
WC
スロープ
スロープ

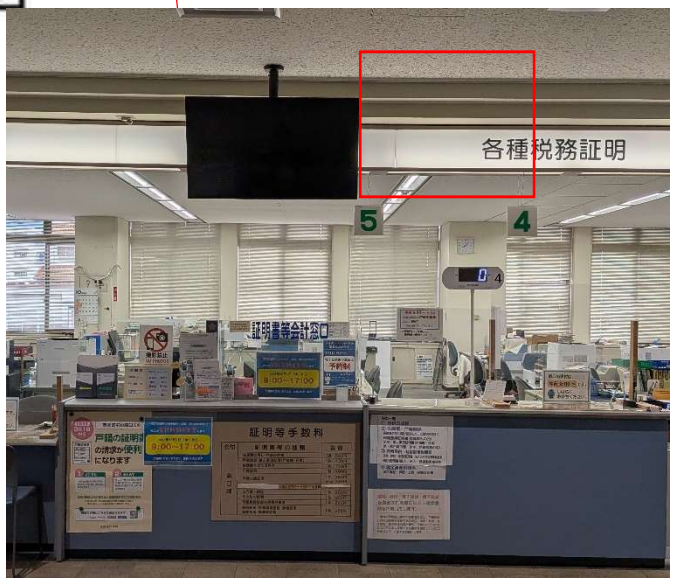
各種税務証明
5
4
証明書等発行窓口
証明等手数料